



依頼日 2015年9月8日 付で、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

採水年月日 時間				2015年9月8日 10:46 ~ 11:16				天 候		前日:曇 当日:雨				
水源名称採水地点				五個荘地区				試料区分		給水栓				
採水者				森野 順一				気 温		21.0 °C				
項 目				検査結果				単 位		基準値				
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	0.002未満	mg/L	≤0.02	2-メチルイソボルネオール	★ 0.000005	mg/L	≤0.00001	有機物等(KMnO4消費量)	1.6	mg/L
大腸菌	不検出		検出されないこと	クロロホルム	★ 0.014	mg/L	≤0.06	非イオン界面活性剤	0.005未満	mg/L	≤0.02	臭気強度(TON)	1未満	
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	0.003	mg/L	≤0.03	フェノール類	0.0005未満	mg/L	フェノールとして ≤0.005	腐食性(ランゲリア指数)	-1.9	
水銀及びその化合物	0.00005未満	mg/L	≤0.0005	ジプロモクロロメタン	0.003	mg/L	≤0.1	有機物(全有機炭素の量)	1.0	mg/L	≤3	従属栄養細菌	3	個/mL
セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	≤0.01	臭素酸	0.001未満	mg/L	≤0.01	pH値	6.9		5.8以上8.6以下	1,1-ジクロロエチレン	0.001未満	mg/L
鉛及びその化合物	0.001未満	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	★ 0.024	mg/L	≤0.1	味	異常なし		異常でないこと	以下余白		
砒素及びその化合物	0.001未満	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	☆ 0.004	mg/L	≤0.03	臭気	異常なし		異常でないこと			
六価クロム化合物	0.005未満	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	★ 0.007	mg/L	≤0.03	色度	0.5未満	度	≤5			
亜硝酸態窒素	☆ 0.006	mg/L	≤0.04	プロモホルム	0.001未満	mg/L	≤0.09	濁度	0.1未満	度	≤2			
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001未満	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	0.008未満	mg/L	≤0.08	その他の項目						
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1未満	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	0.01未満	mg/L	≤1.0	残留塩素 *	0.35	mg/L	≥0.1			
フッ素及びその化合物	☆ 0.11	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	☆ 0.04	mg/L	≤0.2	気温	21.0	°C				
ホウ素及びその化合物	0.1未満	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	0.02	mg/L	≤0.3	水温	25.3	°C				
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	0.01未満	mg/L	≤1.0	アンチモン及びその化合物	0.001未満	mg/L				
1,4-ジオキサン	0.005未満	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	8.7	mg/L	≤200	ウラン及びその化合物	0.0002未満	mg/L				
1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	0.001未満	mg/L	≤0.05	ニッケル及びその化合物	0.001未満	mg/L				
ジクロロメタン	0.001未満	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	12.5	mg/L	≤200	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.008未満	mg/L				
テトラクロロエチレン	0.001未満	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	☆ 37.3	mg/L	≤300	ジクロロアセトニトリル	0.002	mg/L				
トリクロロエチレン	0.001未満	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	☆ 90	mg/L	≤500	抱水クロラール	0.005	mg/L				
ベンゼン	0.001未満	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	0.02未満	mg/L	≤0.2	遊離炭酸	5.4	mg/L				
塩素酸	☆ 0.08	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	★ 0.000003	mg/L	≤0.00001	1,1,1-トリクロロエタン	0.03未満	mg/L				

判 定

検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
 ★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ▲の検査項目はクリプトスピリウム等対策指針に不適の項目です。

特記事項

残留塩素は維持管理基準 *弊社測定値

